

山元町監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和7年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和8年2月18日

山元町監査委員 齋藤 忠裕
山元町監査委員 竹内 和彦

令和7年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月 日	対 象
2月 3日（火）	産業観光課、施設管理課
2月 4日（水）	建設水道課、農業委員会事務局

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

3 前回の指摘事項

なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。
なお、重大な指摘事項は特にはないが、次の点について留意されたい。

(1) 地域構造の変化を踏まえた社会的資本の有効活用について

人口減少と高齢化が進行する中、本町においては、東日本大震災に伴う土地利用の見直しなどによって居住区域が大きく変化した。これにより、地域に存在する社会的資本（人的・物的資源）の偏在や公有財産の維持管理が課題として顕在化していることから、今後については、地域の特性や人口動態等を踏まえ、どの地域にどの資源を重点的に配分すべきか、持続可能性の観点から整理することが必要である。

例えば、本町が進める共助による草刈り作業の募集は、地域にある人的資源を掘り起こし、地域活動の維持に寄与する取り組みとして評価でき、将来的にも有効活用が期待される。

また、草刈り作業以外に業種を拡大させる場合には、シルバー人材センター等外部組織の活用と、それに属さない個人に対する労務対価との公平性を確保するなど、バランスを考慮した制度設計と持続可能な運用が求められる。

(2) 物価高騰対策への支援について

物価高騰が町民生活に与える影響が非常に大きい中、令和7年末に国が措置した財源を確実に効果的に活用し、住民の生活支援につながるよう、全体として可及的速やかに給付を行うことが肝要である。

また、補助金制度は単に実施するだけでは十分ではなく、町がどのような支援策に取り組んでいるかが住民に認知されてはじめて、行政施策への理解と信頼の向上につながる。そのためには、これまで以上に広報媒体の多様化や地域団体等との連携を進めるとともに、分かりやすく伝わる情報提供を通じ、町政策の周知徹底を図ることを望む。

(3) 山元町上下水道事業経営戦略について

上下水道事業は人口減少の影響を直接受ける分野であり、持続可能な運営のためにはまずもって財政運営に関する住民の理解が不可欠である。多額の財源を投じて策定した経営戦略であるからこそ、単に数字や専門用語を羅列した資料を公表するだけでは住民に実態が伝わらず、かえって関心を損なうおそれがある。

また、パブリックコメントの実施にあたっては、どの数字が何を意味し、どの課題が将来にどのような影響を及ぼすのかが直感的に理解できる資料でなければならない。特に、投資・財政計画表については、例えば以下のように、注目すべき箇所を視覚性を高める形で示すことが重要である。

①「料金収入」→ 料金改定の必要性や増減の理由を示す

②「維持管理費」→ 施設の老朽化や統廃合が費用に与える影響を示す

吹き出しや色分け、比較図表などを活用し、住民誰もが関心をもって資料に触れ、内容を理解しやすくなるような分かりやすい提示方法の採用を期待したい。